



Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

February 2007

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界149カ国に14万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約480人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約100名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース
金融部**

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームをさしています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

日仏租税条約の改正について

2007年1月11日、日本とフランスとの間で、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書」(以下、「改正議定書」)の署名が行われました。改正議定書は現行の条約を部分的に改正するものであり、今後、両国内での手続が終了した後、発効します。これにより1996年に発効した現行条約が部分的に改正され、適用されることとなります。

このニュースレターではこの改正後の条約(以下、「新条約」)における配当、利子、使用料、株式譲渡所得、匿名組合、社会保険料の所得控除の取扱いについてご紹介します。新条約におけるこれらの所得についての源泉地国での課税および適用限度税率は、次のように要約されます。

	現行条約		新条約	
配当	一定の親子間配当 親子間配当 上記以外	0% 5% 15%	一定の親子間配当 親子間配当 上記以外	0% 5% 10%
利子	政府、地方公共団体、中央銀行等が受ける利子等 上記以外	0% 10%	政府、地方公共団体、中央銀行等および銀行・保険会社・証券会社等の金融機関、年金基金等が受ける利子等 上記以外	0% 10%
使用料	すべての受益者	10%	すべての受益者	0%
株式譲渡所得	事業譲渡類似株式 不動産化体株式	源泉地 国課税	事業譲渡類似株式 不動産化体株式	源泉地 国課税
匿名組合	居住地国課税	0%	源泉地国課税	20%

1. 配当、利子、使用料に対する源泉所得税

(1) 配当

免税が適用される一定の親子間配当、もしくは、5%の限度税率が適用される親子間配当について、株式保有要件が緩和されました。また、それ以外の一般の配当について、限度税率が引き下げられました。また、年金基金も条約の特典を受ける権利を有することが規定されました。

配当の支払者がフランスの居住者の場合、配当の支払を受ける者が特定される日を末日とする6箇月の期間を通じ発行済株式の15%以上に相当する株式を直接または間接に所有する法人に支払われる場合は免税、配当の支払を受ける者が特定される日を末日とする6箇月の期間を通じ発行済株式の10%以上に相当する株式を直接または間接に所有する法人に支払われる場合には5%、その他の場合には10%の限度税率が適用されます。

配当の支払者が日本の居住者の場合、配当の支払を受ける者が特定される日を末日とする6箇月の期間を通じ15%以上の議決権を直接に所有する法人または25%以上の議決権を直接または間接に所有する法人に支払われる場合は免税、配当の支払を受ける者が特定される日を末日とする6箇月の期間を通じ10%以上の議決権を直接または間接に所有する法人に支払われる場合には5%、その他の場合には10%の限度税率が適用されます。

なお、特定目的会社および投資法人(支払配当の損金算入が認められる法人)が支払う配当については、上記親子間配当の減免措置は適用されず、一般の配当として10%の限度税率が適用されます。

(2) 利子

従来から免税とされていた政府、地方公共団体、中央銀行等が受ける利子等に加えて、銀行、保険会社、証券会社等の金融機関等および年金基金を受益者とする利子については、源泉地国における課税が免除となりました。それ以外の場合は、引き続き利子に対して10%の源泉所得税が課されます。

(3) 使用料

使用料の支払については、源泉地国における源泉所得税の課税が一律に免除となりました。

2. 株式譲渡益に対する課税

株式譲渡益に対する課税については、現行の条約から実質的な変更はありません。

(1) 不動産化体株式

一方の締約国の居住者が、その資産価値の50%以上が他方の締約国内に存在する不動産により直接または間接に構成される法人の株式を譲渡することにより取得する収益に対しては、不動産の所在地国である当該他方の締約国において課税されます。

(2) 事業譲渡類似株式

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の発行した株式の譲渡によって取得する収益については、次の要件を満たす事業譲渡類似株式の場合に限り、源泉地国において課税されます。

- 譲渡者およびその特殊関係者が保有する株式の数が、その譲渡が行われた課税年度中のいかなる時点においても、その法人の発行済株式の25%以上であること。
- 譲渡者およびその特殊関係者がその譲渡が行われた課税年度中に譲渡した株式の総数が、その法人の発行済株式の5%以上であること。

3. 匿名組合

匿名組合契約に基づく利益の分配については、現行条約の下では居住地国においてのみ課税されると解されてきました。しかし、新条約では、匿名組合契約に基づく利益の分配は源泉地国において課税されることが明示されました。したがって、匿名組合利益をフランスの居住者に分配する場合には国内法に従って、20%の源泉所得税が課されます。

4. 租税回避防止のための措置：特典条項

第三国居住者が形式的に締約国の居住者となることにより条約の特典を濫用することを排除するため、現行の日仏租税条約においては、免税とされる一定の親子間配当について特典条項が定められていました。新条約においては、一定の親子間配当以外の投資所得等に関しても免税の範囲が拡大したことに伴い、その適用を受けるための特典条項が定められています。具体的には、新条約の特典は個人、適格政府機関のほか、次のような法人に限定して適用されます。

- 主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場され、通常取引されている法人
- 発行済株式または議決権の50%以上が他の適格者に所有されている法人(たとえば上場法人の子会社)

- 発行済株式等または議決権の75%以上が7以下の同等受益者(個人、適格政府機関、公認の有価証券市場に上場され、通常取引されている法人または新条約の特典を濫用する可能性がないと考えられる第三国の居住者で、一定の条件を満たす者)により所有されている法人

なお、上記に該当しない場合であっても、実質的に事業を行っている場合や別途税務当局の承認を受けた場合には、新条約の特典を受けることができます。

これら特典条項の他に新条約では、導管取引および条約特典の濫用防止規定ならびに両国間で課税上の取扱いが異なる事業体への対応も設けられています。

5. 社会保険料条項の導入

一方の締約国の居住者が当該一方の締約国にて就労する場合において、一定の要件を満たした場合、当該就労国の租税の計算上他方の締約国で支払われた社会保険料について所得控除を認める旨の規定が設けられました。

6. 新条約の適用開始時期

新条約は両国の国内法の手続きにしたがって承認されたことをお互いの国に通告した月の翌々月の初日に効力を生じます。新条約が2007年12月31日以前に発効した場合、次のものに適用されます。

(1) 日本

- 源泉徴収される租税については、2008年1月1日以後に課税されるもの
- 源泉徴収されない所得に対する租税については、2008年1月1日以後に開始する課税年度の所得
- 上記以外の租税については、2008年1月1日以後に開始する課税年度の租税

(2) フランス

- 源泉徴収される租税については、2008年1月1日以後に取得されるもの
- 源泉徴収されない所得に対する租税については、2008年1月1日以後に開始する課税年度の所得
- 上記以外の租税については、2008年1月1日以後に開始する課税年度の租税

なお、本文章は一般的な税務上の取扱いを記載しておりますので、新条約に関連した個別案件に関しましては税務アドバイザーにご相談されることをお勧めします。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡下さい。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
	シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788
高野公人		03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
マーク・リム		03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
	齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	トム・ビッドウェル	03-5251-6604	tom.bidwell@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	左右浩正	03-5251-2481	hiromasa.sayu@jp.pwc.com
	ギーター・ラム	03-5251-2846	geeta.r.ram@jp.pwc.com